平成２９年（フ）第４１７３号
大阪市都島区中野町２丁目７番11号　グランドールハタダ　602号
破産者　秋田　大介
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５１号
大阪府高槻市野田３丁目14番14号
破産者　久保　達治
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番34―902号
破産者　西本　　学
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０５号
大阪府池田市井口堂１丁目８番14号　安田文化６号室
破産者　加藤　逸夫
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９９号
京都市南区唐橋門脇町29番地１ルネ西大路1101号、住民票上の住所京都市南区唐橋門脇町29番地１ルネ西大路1114号
破産者　小松　　馨
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２号
大阪府寝屋川市田井西町４番17―206号
破産者　保田　隼人
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７３号
大阪府八尾市高安町北６丁目24番地
破産者　和田　　大
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５３号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目１番７号
破産者　仲井　宏文
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘２丁目10番18号（Ｅ号）
破産者　内野ヒロミ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
堺市北区金岡町2311番地２
破産者　マユミ・バレエこと　**荻**田真由美
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１００号
大阪府河内長野市美加の台１丁目12番10号、前住所神奈川県厚木市上依知2651番地25　グリーンフィールドＡ―102
破産者　辻脇　　将
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７１号
大阪府河内長野市河合寺423―１救護施設みなと寮、住民票上の住所大阪府大阪狭山市池之原１丁目1402番地の２
破産者　植村　博史
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
大阪府吹田市寿町１―３―14―303、開始決定時の住所兵庫県三田市高次２丁目15番24号
破産者　髙松　愛実
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３４号
大阪市北区曾根崎１丁目４番５―202号、従前の住所兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　岩元　　香
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９号
兵庫県川西市萩原３丁目２番６号
破産者　ａｓｔａこと江座浩史こと　江**座**　浩史
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目１番４号　今井マンション205号
破産者　村田ひとみ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４００号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目３番17号　アバンテ尼崎202、前住所兵庫県尼崎市名神町１丁目14番９号
破産者　吉田多美子（旧姓西田）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係